

## 伊丹市後期高齢者健康診査実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に規定する健康診査を、兵庫県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）と伊丹市が締結する広域連合健康診査実施協定書に基づき、伊丹市が伊丹市後期高齢者健康診査（以下「高齢者健診」という。）として実施するために必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 高齢者健診の対象者は、広域連合の被保険者であって、伊丹市内に住所を有する者とする。

### (実施内容)

第3条 高齢者健診は、伊丹市が別に定める伊丹市国民健康保険特定健康診査等実施計画に基づく特定健康診査に準じて行うものとする。

### (実施機関)

第4条 高齢者健診を実施する機関は、伊丹市もしくは伊丹市と契約を締結した医療機関又は民間事業者とする。

### (費用)

第5条 高齢者健診の自己負担金は、無料とする。

### (記録の保存)

第6条 伊丹市は、法第22条の規定に基づき、高齢者健診に関する記録を電磁的方法（電子的方式、磁氣的方式その他人の

知覚によっては認識することができない方式をいう。)により作成し、保存するものとする。

- 2 前項の記録の保存期間は、当該記録の作成の日の属する年度の翌年度から5年を経過するまでの期間とする。

(個人情報保護)

第7条 高齢者健診の記録を取り扱う者は、記録の漏洩を防止すると共に守秘義務及び関係法令を遵守することに加え、機密保持及び個人情報取扱特記事項や、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び伊丹市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年伊丹市条例第29号）に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項や個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン等を遵守するものとする。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、高齢者健診の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成22年11月2日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日等)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。